

第26回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和8年1月20日(火) 午後2時30分
会 場 市役所本庁舎 3階 第1会議室

2. 委員定数 19名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

1番 鈴木 隆	2番 大津 康男	3番 菊地善一郎
4番 二瓶 崇	5番 高野 進	6番 菅井 大輔
8番 山口 久人	9番 木村富士男	10番 武藤 常雄
11番 小林 博行	12番 小沢 勝則	13番 小林千代松
14番 横山 敏光	15番 佐藤 光伸	16番 渡部 信夫
17番 庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

7番 齋藤 澄子

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第59号 会務報告について

報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 61 号 専決処分の承認を求めることについて

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

- 議案第 140 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 141 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 142 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 143 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第 144 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について
- 議案第 145 号 賃借料情報の提供について
- 議案第 146 号 農作業料金基準額について

8. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岩 下 正 勝
- 次長兼農地係長 小 林 孝 昭
- 農政係長 大 竹 秀 樹
- 熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
- 主 事 庄 司 智 哉
- 塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
- 副 主 査 高 橋 健 治
- 山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
- 主 事 佐 藤 瑠 香
- 高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
- 技 査 若 菜 広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いをいたします。本日は何かとお忙しいところ、また雪で足元の悪い中、

第26回農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、米の価格については新聞等で報道がありました。当初は3,000円位になって行くんじゃないかなと、見られていた訳ですけども、現在はその傾向が見られないということで、高止まりでほとんど価格が今下がっていないという状況です。流通業界の見解ではやはり米は有り余っており、在庫がかなりあるということで、米があっても動かないということになります。なかなか業者等については、仕入れ価格が高いということで、赤字を出したら困るということで、仕入れにも大きく影響しますので、現在様子を見ている状況かと思えます。ですが、間違いなく今後は3,000円台位に推移して行くのではないかと思います。また、作付けについては全国的に減産、若しくは横ばいということで、直近の数値が出ております。やはり、鈴木農林水産大臣の需要に応じた生産ということで、米価の安定ということで全国的にその様な数字が出ています。なお、マイナスという都道府県がありますが、北海道は前年比でプラス、マイナス0で100%ということで、減産はない状況であります。そういうことで、国、県の配分、市に生産目標面積ということで提示がありました。皆さんの所にも通知が行くかと思えますが、前年並みということで、作付けされる面積は4年連続数字が変わっていないということになります。これから営農面談がありますので、皆さん計画を立てて経営に励んでいただきたいと思います。価格の動向、それから作付けの動向ということで、今後も注視をして、いろいろ情報交換をしながら営農をして行きたいと思えます。最適化推進と地域計画の整合性が十分ありますので、地域計画の実現に向けて地域農業の推進、最適化推進ということで、積極的に展開をして市側の期待に沿うよう今年も頑張っていきたいと思えますので、皆さんのご理解とご協力を賜りたいと思えます。また、皆さんの任期は来年の1月14日までということで約1年ではありますが、この2年第一線で活躍しておられますので、現行のままお願い出来ればと思えます。

本日の総会には、報告3件、議案7件を予定しております。皆様方の

ご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、7番齋藤澄子委員であります。

また、4時に退席されるということで、2番大津康男委員、3番菊地善一郎委員の2名より申し出がありましたので、許可したいと思います。

定足数に達しておりますので、これより第26回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、13番 小林千代松委員、14番 横山敏光委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第59号 会務報告について」、「報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第61号 専決処分の承認を求め

ることについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第59号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔17件を朗読、説明。〕

報告第61号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第61号 専決処分の承認を求めることについて、No.1については、13番 小林千代松委員、No.2については、16番 渡部信夫委員、No.3については、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔報告第61号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。専決処分の承認を求めることについての案件No.1について、ご報告いたします。去る12月23日火曜日、午前10時ごろより、申請者〇〇〇さんの代理人である〇〇〇行政書士、渡部信夫委員、小林次長と私にて、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。土地利用計画図を見てもらうと大変複雑なんです、668番地は畑で作業小屋が既に建築されており、顛末書が添付されております。農地転用の許可を受けていなかったということで、昔家畜を飼われた跡がありました。それから、670番地、673

番地1は畑と田ですが、自宅の通路及び駐車場にしたいということで、塀に囲まれた未耕作地となっていました。65番地は野菜畑ですが、通路として利用したいということで、一部なので問題はないと判断いたしました。668番地の北西に農地がありますが、水路があり土砂流出の影響はないと判断いたしました。また、673番地1の南側は農地が隣接しており、影響はないと判断いたしました。雨水は地下浸透、排水は南側の水路に流すということです。所有者は、市外在住で母屋の管理をされているということでした。以上です。

○渡部信夫委員

〔報告第61号のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。案件No.2について、ご報告申し上げます。付属資料の3ページ及び4ページをご覧ください。去る12月23日午前9時10分ごろより、譲渡人の〇〇〇さん、この方は申請者である譲受人の〇〇〇さんのお父さんでございます。それから代理人の〇〇〇行政書士、小林千代松委員、小林次長、委員渡部にて現地確認並びに聞き取り調査を行いました。案内図の3ページの方で斜線部分から見て、左上の所に〇〇〇さんという住居表示がございます。このお宅が〇〇〇さん及び〇〇〇さんの居宅がここの家でございます。その斜線部分の拡大したものが、土地利用計画図になりますが、ここが今農地としてパイプハウスが建っており、主に苗並びに自家用野菜を栽培してこられました。自宅の2世帯住宅の方が手狭になったために、将来に渡って住居を構えたいということで、今回の農地転用の申請になりました。この場所の周囲については、すべて道路に囲まれております。それなりに傾斜があり、道路側に傾斜になっているわけですが、道路側に水路がありまして、この水路が用水路としてこの道路をまたいで、用水路に排出されるということです。全ての雨水については道路の用水路を隔てて入って、下側にある用水路に放流されるということです。問題ございません。今回の許可申請に係る地域計画からの除外については、長尾集落との協議を経て了解を得ておりますので、問題はないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

○小林博行委員

〔報告第61号のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。案件No.3について、ご報告いたします。1月6日午前9時30分現地において調査を実施いたしました。本件は農地転用による地域計画からの除外と農振農用地からの除外申請に基づく、現地調査であります。立ち会い人は申請者の〇〇〇さん、土地所有者の〇〇〇さんの父であります〇〇〇さん、もう一人の所有者の小滝久雄さんは委任ということで欠席であります。こちらの方は推進委員の須田さん、私、事務局の高橋副主査、さらに〇〇〇行政書士を加えて実施いたしました。現地は駒形、金川地区の村東を通る県道塩川・猪苗代線沿いにあり、近くにはコンビニのローソンがあります。図面の5ページ、6ページをご参照ください。〇〇〇さんは公務員でありまして、現在は会津若松市に所帯を持って暮らしておりますが、この度、実家のある金川に新居を構えて、実家と二世帯で暮らしたいとのことで、土地を確保した次第であります。土地取得計画といたしましては、父親の農地を借りて転用して、さらに隣地である〇〇〇さんの農地44㎡を買い求め転用するものであります。転用の手続きといたしましては、地域計画からの変更について、金川集落より承諾を得ており、駒形土地改良区にも手続きをいたし、地区からの除外申請をいたしております。転用農地は、県道に接しておりまして実家との間に水路があり、3方面が農地以外で北側一面が農地の田と接しております。建物より離して建てるとのことです。また、農業用用水路についても現状が変わることはありません。家屋の出水、排水については実家脇の水路に流し、污水については、合併浄化槽で処理され、西側の水路に排水する計画でございます。以上の様な計画を現状に照らし合わせて調査いたしました結果、周辺の農地には影響を及ぼさないと判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第59号から報告第61号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第59号から報告第61号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第59号から報告第61号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第140号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2については、3番 菊地善一郎委員、所有権移転のNo.1については、13番 小林千代松委員、No.2については、18番 木戸賢治委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地善一郎委員

〔権利設定のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。農地法第3条権利設定の案件No.1について現地調査等について報告いたします。1月6日午前9時ごろより、賃借人の〇〇〇氏と私の2人で行いました。賃貸人の〇〇〇氏につきましては、後ほど電

話にて貸し付けの意向の確認を行いました。当該地については、以前より〇〇〇氏が耕作しており、現在の賃貸借契約が終了したことから、再契約ということになってございます。賃借人につきましては、先ほど次長からありました様に、水田地の水稲作付が8,000円、その内そばの作付けをするのが、10a当たり3,000円となっております。

続きまして、案件No.2でございますが、同じく農地法第3条の権利設定でございますが、案件No.1の現地確認終了後、賃貸人の〇〇〇氏、それから賃借人の〇〇〇氏と私の3人で確認を行いました。こちらも当該地の契約が終了したことから、再契約ということになってございます。ちなみに賃借料につきましては、案件No.1と同額ということになってございます。以前より〇〇〇氏が作付けしてございますので、こちらも周辺農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないと判断いたしました。以上報告いたします。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.1について、ご報告いたします。去る1月7日午後3時ごろ、譲渡人の〇〇〇さん所有の農地の現地調査並びに電話で聞き取り調査を行いました。譲受人の株式会社〇〇〇、代表〇〇〇さんは、既にそのハウスを借りてトマト栽培をしておりましたが、その農地を譲り受けて自作地として経営して行くということになりました。〇〇〇さんの自宅からは1.9kmと近くにあり、東側、北側には水田があります。南側にトマト栽培のハウスが隣接しており、適正に管理されておりました。その西側には農道があり、周辺農地に農業上の支障を生ずる恐れはないと判断いたしました。いつでも農地活用が出来るよう保全管理して行くとのことでした。譲渡人の〇〇〇さんは、労働力不足で譲渡するとのこと、対価は先ほど事務局から報告がありましたとおり、10a当たり40万円ということで、周辺農地に影響を及ぼすことはなく、管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○木戸賢治委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

18番木戸です。農地法第3条所有権移転 案件No.2について、補足説明いたします。去る1月8日午後1時より申請地において、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査と内容の聞き取りを行いました。〇〇〇さんは、父の死亡により相続されましたが、住まいが遠いこともあり、草刈りなどの管理は〇〇〇さんへ依頼していたとのことでした。権利の取得後は、この畑が〇〇〇さんの自宅敷地に隣接していることから、自家用野菜を栽培するとのことでした。したがって、本申請に伴う権利の取得については周辺農地に影響を及ぼすことなく、適正に耕作管理されるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第140号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第140号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第140号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第141号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.2について、13番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

なお、No.1については、先月開催した第25回総会において、「報告第55号 専決処分の承認を求めることについて、No.1」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第4条案件No.2について、ご報告いたします。去る1月9日午前10時ごろより、申請人の代理人として〇〇〇の〇〇〇さん、〇〇〇一さん、小林次長、庄司英喜委員、それから私小林が立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。この場所は、前に〇〇〇がやっていたところなのですが、この辺りを取り囲むようにして、10ページの土地利用計画図を見てもらえばわかると思いますが、イベント区域については、芝生がはってありました。積雪があったので、はっきりとした境がわからなかったんですが、現況は雑種地で中央部分に建物、それから通路、駐車場、農地があり、辺りを取り囲むようにして位置してありました。ただ、〇〇〇という所が若干、農地にはみ出しており、後から顛末書を付けるということでした。農産物加工・販売施設として使用して行くということです。東側にはソーラー設備が設置されており、西側には法面があり道路に面しておりました。南側には〇〇〇と呼ばれる広場が隣接しており、ほかの農地には影響を及ぼすことはないと判断いたしました。したがって、地域生活に有効に活用されると考え判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第141号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第141号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第141号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第142号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1について、17番 庄司英喜委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。農地法第5条所有権移転の案件No.1についてであります
が、令和8年の1月9日午前9時10分ごろから、譲渡人の〇〇〇さんの代

理人株式会社〇〇〇の〇〇〇と譲受人の〇〇〇さんの立ち会いのもと小林千代松農業委員と事務局の小林次長と共に現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局から申請内容の説明の後、〇〇〇から現地の状況の説明を受けました。現地は、付属資料の11ページ、12ページにもあるように、〇〇〇公園に近い住宅地の一画で、上下水道も完備されており、また近くには農業用排水設備もなく、特に問題はないと判断をいたしました。なお、譲渡人については、現地で電話により確認をしたのですが、不在で確認出来なかったため、次の日の朝メールで確認を取らせていただきました。今回の現地調査で特に気になった点があったので、今後のためにも一言申し上げておきたいと思います。現地に行きましたら、隣地との境界を示す目印の旗とか、我々が確認出来るような物もまったくなく、代理人に質問をしたところ、この土地は平成30年に土地の測量をし、土地原簿があるので、それで確認しているから大丈夫です。と言うとんでもない話をしていました。この不動産屋さんの誠意の無さにはがっかりしました。そうは言いながらも、小林次長と共に代理人の説明と併せて現地の確認はしました。その中で隣地からもの凄く雑木が伸びて来ておりまして、譲受人が今後の宅地を造成する際に相当苦勞するなという様に思われたことから、譲渡人の代理人の〇〇〇さんに対して指摘をしたところ、譲受人に対しては現地を案内した時に現状渡しです。ということで説明をしているので、特に問題はないと思います。ということで、本当に誠意のない対応で呆れました。それでも、譲受人の方としてはこれから家を建てなければならないので、大丈夫ですと小さな声で返事をいただきました。最後に今後において宅地の造成をする際には、西隣の住宅が若干土地が低い状態になっていましたので、雨水等の土砂の流出が気になったので、その様なことがないようにということで現地調査を終わりましたが、今指摘した様なことでしたので今後はこういった業者さんについては、事務局も事前にしっかりとアドバイスをしていただきたいなと思います。なお、皆さんに2枚ほど写真をお見せします。この様な木が出て来ていて、これについてあなたは隣の地主さんである所有者に話をしてくださいということを行ったん

ですが、現状でということ譲渡人に説明をしているのでということ、本当に隣の土地の所有者の人が木が伸びて来ているので、切らなければどうしようもないわけですが、この部分については、切ったらなぜうちの木を切るんだということにもならないのかとの思いをしました。もう1枚の方は、隣がちょうどブロックでちゃんと境界の確定をしていましたので、特に問題は無いんですが、ただ今まで私も何件か現地調査をやらせていただきましたが、この様に目印のない、仮になくても今まで土地家屋調査士の場合、〇〇〇さんや〇〇〇さんがいらっしゃいますが、彼らの場合は雪があってもちゃんと目印は最低でも立ててありました。その様なこともなかったもので、〇〇〇の〇〇〇さんには、強く申し入れをしておきました。以上で長くなりましたが、報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

なお、今指摘事項がありました、その後事務局の方で何か対策や〇〇〇の方に指導等を行ったのか。

○事務局

事前に説明不足だったということで、当日帰ってからその旨を〇〇〇さんの方にお伝えして、立木については許可を受けてから、施工業者の方で隣地との調整を図って、確認をするということでの確認をいたしましたので、追加して報告させていただきます。

○議長

それではここで、議案第142号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。今ほどの庄司委員の説明を聞いたところ、また次長からのその後の経過について、施工業者が隣地との境界はちゃんと確認することだったと思いますが、順序としては農地転用の申請が出た場合に

境界がわからなくて申請を出すということそのものが、農業委員会の事務手続きに対して軽く見過ぎているというふうに思わざるを得ない。民事に関しても樹木が境界を侵犯しているという様なお話しでした。前にも私も庄司委員と行った〇〇〇などの物件でも、隣地に朽ち果てそうな建物があったりして、明らかにここを造成した場合に、民事の問題が出るのではないかという懸念がある。ただ、農業委員会そのものは民事の部分でどうのという立場にはないわけですが、転用計画において明けらかに問題になるんだらうという事があった中では、その後の利用者にできるだけ負担をかけない様な業者に対しての指導は必要なのではないかと思います。ですので、農地法上は問題ないにしても今回の案件に対しては、この後の住宅建設のスケジュールも気になるころではありますが、私は一旦保留してしっかりと現地境界を立てた後に、現状がきちんとして農業委員会の事務手続き上、問題がないということが明らかになるまでは、私は保留してもいいのではないか、却下するわけにもいかないでしょうから、そういった事務手続きは出来ないのかと思いますが、その辺りはいかがですか。

○議長

はい、事務局

○事務局

今ほどの庄司委員の現地調査での話は、境界に杭が立ってなく、一目で境界の境がわからなかったということをお話しいただいたものと思っております。現地では当日は雪も降っておりまして、少し雪が積もっている状態だったんですが、現地の四方を歩いて境界についてはその時点で確認しているということでの内容でございますので、境界が不明だったということではなかったということで、ご審議いただければと思います。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

境界については、わかりました。現地調査の時点で確認出来たということではありますが、樹木等は農業委員会の判断には該当しない部分かもし

れませんが、明らかに今回の利用に対して隣地との問題が生じる様な事については、やはり農業委員会の事務行為ではないのかもしれませんが、そういった事のないように、事業を進めるようにという様な注意とか勧告とか、事務分掌の中にはないんでしょうけども、あえてこの部分は隣地の方との問題がないような造成をするようにということの申し入れはすべきではないかと思しますので、今後の課題にするかどうかはさておき、その辺りについては少し一歩踏み込んだ対応も必要かと思しますので、今後のためにぜひそういった事例に対しては、こういった事務行為を行うということまで、少し考えてもいいのかなと思しますので、今後の委員会等の審議にはぜひ検討事項としていただければと思います。

○議長

はい、事務局

○事務局

今ほどの渡部委員からのご指摘でございますが、1点目で事務局の委員会に対する軽視ではないかというご意見だったと思います。それにつきましては、現地に赴いた際に現地を精査しまして、売り手、買い手それぞれに不利益のないような調査と指導はして参りたいと考えてございます。特に仲介業者が入る場合につきましては、あくまでも営業を目的にしている業者ということになりますので、その辺は十分に注意しながら事務を進めて参りたいと思っております。

続きまして、境界の現地での流木、立木の状況の処理についてですが、今回の受け手となる〇〇〇さんの方で承諾しているというものではございますが、買い手の方にも十分不利益にならない様な指導はして行くべきだろうということでは考えております。保留というようなご意見もございましたが、今回このご夫婦が転用申請を出して、住宅建設という大きな計画を持っておられるということで、事務局の意見ですが、保留とはせず期限内の工期にさせていただきたいと思っております。ただ、先ほどご意見をいただきました事務処理、現地調査での精査につきましては、これまで以上

に十分に注意しながら進めて参りたいと考えてございます。

○議長

渡部委員、よろしいでしょうか。

○渡部信夫委員

今ほどの局長の答弁の中で、私は事務局に対して一言も事務上の瑕疵とかもう少ししっかりするべきだなどの話しは一切していない。あくまでも〇〇〇に対しての持って行き方について、問題提起したのでそこは勘違いなさらなくて結構です。また、民事の事に関して云々ということは農業委員会の事務分掌の仕事ではないので、その事をもって保留には当たらないと私も考えておりますので、建設計画にもし余裕があればその様な行為で不動産業者に対してもきちっとした対応をすべきではないのかなと申し上げましたので、特段民事の事に対して保留ということの考えはございませんので、了解いたしました。

○議長

はい、庄司委員

○庄司英喜委員

私もまだ現地調査は日が浅いですから、13番の小林委員と一緒に現地調査をしていますので、一言報告をしていただいて私の方は終わりとさせていただきます。

○議長

はい、小林委員

○小林千代松委員

13番小林です。今ほど庄司英喜委員が言われたとおりの報告ですが、やはり写真を渡されましたが、〇〇〇が介入するということではなくて行政書士さんが、立ち会うという方向にしてもらいたいという要望ですが、そうでないと問題が色々起きてしまいますので、その辺を要望したいと思います。以上です。

○議長

はい、事務局

○事務局

行政文書の申請については、行政書士固有の仕事ということで、逆に行政書士会からも私達の仕事なので、共用しながら進めましょうという連絡も頂いているところでございます。今回、〇〇〇さんの代理人となったのは〇〇〇で、〇〇〇の資格を持っていたということでございまして、行政書士の資格は持っていませんでした。行政書士しか出来ないというのは、あくまでも業として出来ないということでの取り扱いとなっておりまして、申請することでの手数料を取らなければ、基本無料であれば、お互いの同意があれば代理人になれるということでの内容でありまして、今回は〇〇〇さんが無料で申請のお手伝いをするということでの内容で、その点で今回この様な色々のご意見をいただいている状況になっていると承知しております。状況は、行政書士さんでなくとも業としてやらなければ、法的にはセーフということでもありますので、今回はその要件を備えるものとしておりますが、現地確認の際に不確かな言動とかあやふやな返事というところでの内容をはっきりと捉えられなかったということでのご意見をいただいているものと思いますので、今後とも申請人ご本人はもちろんですけども、代理人となった行政書士はもちろん、行政書士以外の代理人についても、きちんとその責務を果たしていただける様に事務局でも申請受付の際にはしっかりと説明して参りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第142号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第142号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第143号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）35件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第143号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員

○小林千代松委員

13番小林です。素朴な質問ですが、17ページの14番の〇〇〇さんが借受者で、農地所有者で〇〇〇さんとなっていますが、住所が同じですが、どういう関係でしょうか。

○議長

はい、事務局

○事務局

これについては、親子関係ということでございます。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第143号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第143号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第144号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画11件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第144号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第144号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第144号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第145号 賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、12月1日に開催された農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○菅井大輔委員（農政委員長）

〔協議内容の報告〕

農政委員長の菅井でございます。12月1日に農政委員会を開催いたしまして、賃借料情報と農作業料金を決定したところでございます。内容、結果につきましては、今ほどの事務局の説明のとおりでございます。昨年の米価の高騰、最低賃金及び物価の上昇など社会情勢を踏まえまして、数字を算出いたしました。本日ご協議をいただきまして、ご承認いただきますようよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第145号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第145号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第145号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第146号 農作業料金基準額について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、12月1日に開催された農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○菅井大輔委員（農政委員長）

〔協議内容の報告〕

農政委員長の菅井でございます。補足という部分で、昨年と内容が変更されている部分が、刈取から糶摺りまでという項目で、色彩選別を通した場合という項目を入れてほしいという要望がございまして、色彩選別を通した場合は、39,500円という項目が入っております。以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第146号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。先ほどの賃借料情報も含めて、質問というより数字の出し方なんです。昨今、消費税の税込みという記載ですが、最近の制度の中でインボイスの番号を取っている農家の方、課税事業者の方、そうでない方がいらっちゃって、税込みとなると数字的にはきれいに見えるんですが、しびやに言えば非課税事業者の方に業務委託した場合には、多分同額ではないんだろうけども、便宜上この金額でやっているのが通例なのかなと思います。ですので、最近は税の米の決裁においても課税事業者とそうでない方の単価をわけているという流れもあれば、今後はこの標記の仕方についても少し工夫をして、消費税の取り扱いについての課税事業者、非課税事業者の委託者とのやり取りについては、少しもっとわかりやすいような書き方に今後はして行くべきかなと思いますが、その辺の事について議論がなされたか、なされていないか、なされていないのであれば今後の課題として、ぜひその辺はもう少し丁寧にこの基準表は作るべきだなと思いますので、事務局の考えがあればお伺いしておきたいと思います。

○議長

はい、事務局

○事務局

今ほど渡部委員からご質問いただいた件につきまして、直接農政委員会でこの税込み標記についての議論はなかったところでございますが、この料金につきましては、一般作業については記載のとおり不課税ということでございます。ただ、ほかの作業については、その請負い業者が課税業者でも、非課税業者でも消費税を取る分には差し支えないと認識しているところでありまして、課税されるか、されないかはその事業者の希望で、売り上げが1千万円以下で、インボイスを取っていない方については払うことがない業者になるし、1千万円以下であってもインボイスを取ってい

るところは払わなければならないし、という区分けになるものかなと認識しておったんですが、今後勉強させていただきまして、農家の方に分かり易い体系にして参りたいと思います。質疑の内容については、大変ありがたく頂戴して、勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長

渡部委員、よろしいでしょうか。

○渡部信夫委員

はい、わかりました。

○議長

なお、県内の市町村、近隣の市町村がどの様になっているか、調べて見て検討していただきたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第146号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第146号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第26回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 6 : 1 8